# 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案要綱

# 第一 総則に関する事項

文部科学省の独立行政法人評価委員会 (以下「評価委員会」という。) は、 独立行政法人通則法に定

めるもののほか、日本私立学校振興・共済事業団法(以下「事業団法」という。)の規定によりその権

限に属させられた事項を処理するものとすること。 (第九条関係)

# 第二 役員に関する事項

役員として、 理事長一人、 理事九人以内及び監事二人以内を置くものとすること。 (第十条関係)

理事長は、 次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命するものとすること。(第十二条第一項関

#### 係)

1 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)の業務に関して高度な知識及び経験を

## 有する者

2 1 に掲げる者のほか、 事業団の業務を適切かつ効率的に運営することができる者

 $\equiv$ 理事は、二の1又は2に掲げる者のうちから、理事長が任命するものとすること。(第十二条第三項

### 関係)

四 理事長は、 理事を任命したときは、 遅滞なく、 文部科学大臣に届け出るとともに、 公表しなければな

らないものとすること。 (第十二条第四項関係)

五 文部科学大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員 ( 監事を除く。 ) の職務の執行が適当でない

ため、 業務 の実績が悪化した場合で、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認め

るときは、 その役員を解任することができるものとすること。 ( 第十五条第三項関係

六 理事長は、 理事を解任したときは、 遅滞なく、 文部科学大臣に届け出るとともに、 公表しなければな

らないものとすること。 (第十五条第四項関係)

## 第三 業務に関する事項

事業団は、 第二十三条第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、 政令で定める災害により被害

を受けた私 立の専修学校又は各種学校(同条第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で

定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対して、 資金の貸し付けを行うことができるものとす

ること。 (第二十三条第三項関係)

文部科学大臣は、 助成業務方法書の変更に係る認可をしようとするときは、 評価委員会の意見を聴か

なければならないものとすること。 (第二十五条第五項関係)

Ξ 事業団は、 助成業務方法書の変更に係る文部科学大臣の認可を受けたときは、 遅滞なく、その助成業

|方法書を公表しなければならないものとすること。 ( 第二十五条第六項関係

用するものとすること。(第二十六条関係)

四

助

成業務

の中期目標、

中期計画、

年度計画及び評価等について、

独立行政法人通則法の関係規定を準

第四 財務及び会計に関する事項

事業団の 毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画の作成並びにこれらに係る文部科学大臣の認可に

**っいては、共済業務に限るものとすること。 (第三十条関係)** 

事業団 の 財務諸表 の構成を独立行政法人と同様のものとすること。 (第三十二条第一 項関係

 $\equiv$ 文部科学大臣は、 助成業務に係る財務諸表を承認しようとするときは、 あらかじめ評価委員会の意見

を聴くものとすること。(第三十二条第三項関係

四 事業団の会計は、 原則として企業会計原則によるものとすること。(第三十四条関係)

五 事業団は、 中期目標の期間 の最後の事業年度において、 助成業務に係る経理の勘定に、 助成業務 の運

営 の 健全性· を勘案して文部科学省令で定める額を超える額 の積立金がある場合には、 その超える部分の

額 (に相当する金額を国庫に納付するものとすること。 (第三十六条第一項関係)

六 助成業務に必要な費用に充てるための短期借入金については、 中期計画で定める限度額の範囲内で行

うものとする等独立行政法人の場合と同様の要件を付すものとすること。 (第三十七条第一項 関 係)

七 文部科学大臣は、 短期借入金及び長期借入金の借入れ並びに私学振興債券の発行に係 る認可並び に 長

期借入金及び私学振興債券の償還計画に係る認可をしようとするときは、 あらかじめ、 評価委員会の意

見を聴くものとすること。(第三十七条第七項及び第三十八条第二項関係)

八 役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を反映させること等について、 独立行政法人通

則法の関係規定を準用するものとすること。(第四十条関係)

# 第五 監督に関する事項

事業団に対する文部科学大臣の監督は、 共済業務に係るものに限るものとすること。 (第四十二条関

係)

事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る違法行為の是正について、 独立行政法人通則法の

関係規定を準用するものとすること。(第四十四条関係

第六 雑則に関する事項

財務大臣との協議事項について所要の規定の整備を行うものとすること。(第四十六条関係)

第七 罰則に関する事項

独立行政法人に準じた罰則規定を整備するものとすること。 (第四十八条関係)

第八 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとすること。ただし、第九の三については、 公 布

の日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

第九 経過措置

一 役員に関し、次の経過措置を設けるものとすること。

1 施行日の前日において理事である者のうち理事長の指定する三人の任期は、 その日に満了するもの

とすること。(附則第二条第一項関係)

2 この法律の施行の際現に理事長又は理事である者については、 その際改正後の規定により理事長又

は理事として任命されたものとみなすとともに、 その任期は従前の理事長又は理事としての残任期間

と同一の期間とするものとすること。 ( 附則第二条第二項及び第三項関係 )

最初の年度計画については、平成十五年十月一日以後最初の中期計画について認可を受けた後遅滞な

その中期計画に基づき定めるものとすること。 ( 附則第三条関係

の中期目標の策定等に係る評価委員会からの意見聴取等については、

施行日前においても行うこ

とができるものとすること。 ( 附則第四条関係)  $\equiv$ 

最 初

四 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとすること。 ( 附則第

五条関係)

第 十 関係法律の一部改正

関係法律について、 所要の規定の整理を行うものとすること。

(注) 関係条項は、 改正後の事業団法の規定を示した。